

令和3年6月16日  
福祉部福祉課

## 江東区地域福祉計画（骨子）について

### 第1章 計画策定の基本的な考え方

#### 1 本計画策定の趣旨

社会の変化に伴い、全国的に地縁を基盤とする地域の支え合う力の弱まりや、制度の狭間で支援が届かない等のケースが増えていることを踏まえて、「地域共生社会」の実現に向け、「江東区地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

#### 2 計画の位置づけ

##### (1) 法律上の位置づけ

社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画として策定する。

##### (2) 区の関連計画との関係

「江東区長期計画」に基づく個別計画のひとつであり、福祉分野の「上位計画」として、各福祉分野に共通する概念である地域福祉を推進するための基本指針とする。

#### 3 計画期間

計画期間は、令和4年度から令和7年度（2022～2025年度）までの4年間とし、将来的に、江東区長期計画の計画期間にあわせる。

#### 4 計画の基本理念と基本方針

##### (1) 基本理念

「一人ひとりの尊厳が守られ、地域でともに支えあい、誰もが笑顔で安全に暮らせるまち」

##### (2) 基本方針

- ① 3つのつながりをつくる
- ② 誰もが大切にされる社会をつくる
- ③ 取組の基盤をつくる

#### 5 圏域の考え方

## 第2章 計画の背景

### 1 地域福祉を取り巻く国の動向

平成29年の社会福祉法の一部改正において、区市町村の地域福祉計画策定の努力義務化、包括的な支援体制の整備や分野共通で取り組む項目等が追加された。また、令和2年の社会福祉法の一部改正では、区市町村の包括的な支援体制の整備に向けた施策として、「重層的支援体制整備事業」の創設等が盛り込まれた。

### 2 地域福祉の課題

本計画の策定にあたって、区民、関係団体、区及び社会福祉協議会職員に対し実施した、「行政や地域の福祉課題、家庭が抱える生活上の課題」等に関する意識調査の結果をまとめた課題は、以下のとおりである。

#### (1) 地域や行政の「つながり」に関する課題

- 課題1 身近に集える場
- 課題2 地域コミュニティの希薄化、既存の地縁団体の担い手不足・高齢化
- 課題3 身近に相談できる相手や場
- 課題4 関係部署間の連携
- 課題5 複合的な課題や制度の狭間の問題への対応
- 課題6 区と地域活動団体等との連携

#### (2) 個人が尊重される「社会」に関する課題

- 課題7 施設等のバリアフリー化
- 課題8 成年後見制度の普及や支援
- 課題9 虐待やDV等への取組
- 課題10 自立を支援する取組
- 課題11 災害時の避難支援体制
- 課題12 年齢や障害に関わらず社会に参加するための支援

#### (3) 取組を進めるために必要な「基盤」に関する課題

- 課題13 誰にでもわかりやすい情報発信の工夫
- 課題14 関係者間の情報の共有
- 課題15 ICT等の活用
- 課題16 ボランティア等の福祉人材の確保・育成の取組
- 課題17 福祉事業者のサービス向上を支援する取組
- 課題18 早期に発見し支援する取組
- 課題19 人権・多様性・助けあいに対する理解

## 第3章 施策の方向

### 1 施策の体系

基本理念	基本方針	施策	取組方針
一人ひとりの尊厳が守られ、地域でともに支えあい、誰もが笑顔で安全に暮らせるまち	① 3つのつながりをつくる	1 地域のつながりをつくる	1-1 気軽に集える場の創設
			1-2 地域ネットワークの構築
			1-3 身近な相談支援体制の充実
	② 誰もが大切にされる社会をつくる	2 行政のつながりをつくる	2-1 行政内部の連携強化
			2-2 組織横断的な相談支援体制の構築
	③ 取組の基盤をつくる	3 地域と行政のつながりをつくる	3-1 区民や地域活動団体等との連携・協働の推進
		4 人に優しいまちをつくる	4-1 まちのバリアフリー化の推進
		5 一人ひとりの尊厳を守る	5-1 意思決定支援の推進
			5-2 あらゆる暴力の防止
			5-3 自立支援の促進
6 災害時の福祉を向上させる		6-1 災害時要配慮者対策の推進	
7 誰もが社会参加できる仕組みをつくる		7-1 誰もが活躍できる場づくり	
8 情報の適切な活用を図る	8-1 わかりやすい情報の発信		
	8-2 関係者間での情報の共有		
	8-3 福祉分野における ICT 等の活用		
9 福祉の質を向上させる	9-1 福祉人材の確保・育成		
	9-2 サービスの質の向上		
	9-3 積極的な支援の実施		
10 啓発活動を推進する	10-1 共生社会への意識向上		

### 2 包括的な支援体制

行政や関係機関、地域団体等が連携し、支援を必要とする方に必要な支援が届くよう、包括的な支援体制を整備する。

## 第4章 施策の内容

### 1 3つのつながりをつくる

地域の助けあいや見守り等、区民同士の日ごろの多様なつながり（地域のつながり）、所管分野を超えた行政内部及び関係機関のつながり（行政のつながり）、地域と行政との連携・協働（地域と行政のつながり）の「3つのつながり」をつくり、包括的な支援体制の構築に向けた取組を進める。

#### 【施策1 地域のつながりをつくる】

##### 取組方針

- 1-1 気軽に集える場の創設
- 1-2 地域ネットワークの構築
- 1-3 身近な相談支援体制の充実

#### 【施策2 行政のつながりをつくる】

##### 取組方針

- 2-1 行政内部の連携強化
- 2-2 組織横断的な相談支援体制の構築

#### 【施策3 地域と行政のつながりをつくる】

##### 取組方針

- 3-1 区民や地域活動団体等との連携・協働の推進

### 2 誰もが大切にされる社会をつくる

少子高齢化や国際化の進展、人生100年時代の到来、経済情勢の変化、感染症の流行等、暮らしを取り巻く状況が変わり続ける中で、区民の生命と暮らしを守る社会の形成に向けて、一人ひとりの尊厳を守り、本人の希望に応じた社会参加ができる環境整備を進める。

#### 【施策4 人に優しいまちをつくる】

##### 取組方針

- 4-1 まちのバリアフリー化の推進

#### 【施策5 一人ひとりの尊厳を守る】

##### 取組方針

- 5-1 意思決定支援の推進
- 5-2 あらゆる暴力の防止
- 5-3 自立支援の促進

#### 【施策6 災害時の福祉を向上させる】

##### 取組方針

- 6-1 災害時要配慮者対策の推進

## 【施策7 誰もが社会参加できる仕組みをつくる】

### 取組方針

#### 7-1 誰もが活躍できる場づくり

## 3 取組の基盤をつくる

基本理念の達成に向け、様々な取組を進めるうえで必要となる基盤として、誰にでもわかりやすい情報の発信、福祉人材の確保・育成、福祉サービスの質の向上、共生社会への意識啓発等の取組を進める。

## 【施策8 情報の適切な活用を図る】

### 取組方針

#### 8-1 わかりやすい情報の発信

#### 8-2 関係者間での情報の共有

#### 8-3 福祉分野における ICT 等の活用

## 【施策9 福祉の質を向上させる】

### 取組方針

#### 9-1 福祉人材の確保・育成

#### 9-2 サービスの質の向上

#### 9-3 積極的な支援の実施

## 【施策10 啓発活動を推進する】

### 取組方針

#### 10-1 共生社会への意識向上

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 地域福祉計画の進行管理

## 資料編

## 《参考》計画策定スケジュール

令和3年6月 福祉課題の解決に関する区民意見募集(こうとう区報6/21号)

令和3年12月 計画素案策定(厚生委員会報告)  
パブリックコメントの実施

令和4年3月 計画案策定(厚生委員会報告)